

※資料の記載内容は検討時点のものです。一廃計画原案（案）における各区意見

質問 No.	章	ページ	第6次一般廃棄物処理基本計画原案（本編）における意見	企画室修正方針
1	1章	1	「清掃一組」の表現について、「東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）という表現を最初に記載した方が良いのではないか。	本編の前に掲載する「管理者挨拶」及び「当組合・計画の説明」に、「東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）」という表現を記載します。
2			「図-1-1」について、図内の表記を合わせて「23区」とした方が良いのではないか。	ご意見を踏まえ修正しました。
3			「一般廃棄物処理基本計画」の表現について、P14でいきなり一廃計画とあるため、「一般廃棄物処理基本計画（以下「一廃計画」という。）」等の定義を行った方が良いのではないか。	本編の前に掲載する「管理者挨拶」及び「当組合・計画の説明」に、「一般廃棄物処理基本計画（以下「一廃計画」という。）」を記載します。
4			2 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ（4行目） 「23区の清掃事業で連携する各区」を「23区」という表現で良いのではないか。	全て「23区」に統一しました。
5	2章	4	「図-2-3」について、「各区」と「23区」の使い分けのルールが不明瞭である。	全て「23区」に統一しました。
6		5	3（1）ごみ量 「新型コロナウイルスの影響が収束し」について、「収束」は言い過ぎのため、「社会情勢が改善に向かうにつれて」等、少し弱めの表現にした方が良いのではないか。 ※「社会・経済情勢」、「社会情勢」の文言の統一が必要	「社会・経済情勢」に統一し、表現を修正しました。
7		3（2）清掃工場処理量 「破碎残さ」の説明は、P25の説明に合わせて丁寧に記載しないと意味がわからないと思う。	ご意見を踏まえ修正しました。	

※資料の記載内容は検討時点のものです。

質問 No.	章	ページ	第6次一般廃棄物処理基本計画原案 (本編)における意見	企画室修正方針
11		10	<p>「目標である「循環型ごみ処理システムの推進」とありますが、目標の設定や説明が見受けられません。記載は不要でしょうか？</p> <p>また、「循環型ごみ処理システム」とは具体的にどのようなものなのかご教授ください。</p>	<p>循環型ごみ処理システムとは、清掃工場で受け入れた全てのごみを再資源化する仕組みです。最終処分場の延命化の観点からできる限り循環型ごみ処理システムを推進していく必要があります。記載方法については、今後検討します。</p>
12	4章	12	<p>施策 3 地球温暖化対策の推進 取組 (9) 地球温暖化対策への適切な対応</p> <p>昨今の環境分野における状況を鑑みると、脱炭素の視点を加える必要があるように感じます。</p> <p>加える際には、エネルギー起源・非エネルギー起源の分けも大事だとは思いますが、「区や事業者の削減の取組により1トン可燃ごみが減った場合、CO2は〇トン減ります」といったわかりやすい指標を入れることをご検討ください。</p>	<p>コラム等で記載することを検討します。</p>
13			<p>施策2 (7) いちくみ環境マネジメントシステムの活用 (1行目)</p> <p>いちくみ環境マネジメントシステムについて、P8でも記載があるため、「いちくみEMS」をP8に記載してはどうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ修正しました。</p>
14			<p>1 長期的なごみ量予測の位置付け</p> <p>「位置付け」なのか「位置づけ」なのか統一する。</p>	<p>全て「位置付け」に統一しました。</p>
15	5章	14	<p>2 (1) 予測の基本的考え方 (7行目)</p> <p>「一廃計画」の定義を明確にする。</p>	<p>本編の前に掲載する「管理者挨拶」及び「当組合・計画の説明」に、「東京二十三区清掃一部事務組合 (以下「清掃一組」という。）」という表現を記載します。</p>

※資料の記載内容は検討時点のものです。

質問 No.	章	ページ	第6次一般廃棄物処理基本計画原案 (本編)における意見	企画室修正方針
16	5 章		<p>1 長期的なごみ量予測の位置付け</p> <p>「本計画の予測ごみ量は23区が共同で処理していく上で、最低限守らなければならないごみ量になります」は、まさに本計画の肝と考える。</p> <p>この趣旨を踏まえれば、予測ごみ量には導出の根拠や予測精度への論理的な説明が必要。新しい手法を用いるのであれば、この計画の中にそれらが記載されなければならないと思う。</p>	<p>区長会等の検討を踏まえ、必要に応じて修正します。</p>
17		14	<p>2 (1) 予測の基本的考え方</p> <p>「令和6年12月の区長会で確認された新たな方法に基づき、…」とあるが、「図-5-1」のイメージ図のとおり、積み上げの区分変更を議論すると理解できる。</p> <p>このため、収集ごみ量をもとに計画を立てるところまでは理解するが、今現在議論している、事業系古紙搬入禁止などの23区全体施策を反映させた計画とするのは踏み込みすぎではないか（全体施策の予想削減量は各区で推計していない）。</p>	<p>区長会等の検討を踏まえ、必要に応じて修正します。</p> <p>なお、全体施策の予測削減量は、施設整備計画の根拠となる可能性があるため、各区の責任により実施される施策と認識しています。</p>
18		15	<p>「図-5-2」を以下のとおり修正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「23区」 → 「2 3区」 ・ 「1100」 → 「1, 100」 ・ 「1005」 → 「1, 005」 	<p>ご意見を踏まえ修正しました。</p>

※資料の記載内容は検討時点のものです。

質問 No.	章	ページ	第6次一般廃棄物処理基本計画原案 (本編)における意見	企画室修正方針
19	5 章	17	2(2)ウ 予測結果(4行目) 「23区の推計と清掃一組の推計」について、対比している形になるのは良くない。本来、統一の推計であるべきなため、23区の推計を基にした「清掃一組の推計」のみで良いのではないか。	図-5-5は23区推計のみを掲載し、清掃一組の推計(従来推計)は資料編に記載します。なお、清掃一組の推計は「従来推計」と表記することとしました。
20			2(2)ウ 23区のごみ量の予測結果 「図-5-5」は、旧区分と新区分の比較のため、それが分かるような、文言にした方が良い。また、プラの資源化等の前提条件が異なっており、「大きな違いがみられない」とは言えない。旧区分(清掃一組推計)の値から、プラの資源化等の効果を引いて前提条件を統一してから比較するべき。	図-5-5は23区推計のみを掲載し、清掃一組の推計(従来推計)は資料編に記載します。なお、23区推計と従来推計を正確に比較できるよう、前提条件を統一することを検討します。
21			2(3)ごみ減量施策 「2(2)ウ」とは異なり、旧区分と新区分で、プラの資源化等の施策を盛り込んだものを比較する。23区一斉実施の施策は考慮しない。ここでも、新・旧で「大きな違いは見られない」とできるはず。	清掃一組の推計(従来推計)は資料編に記載することとしました。なお、清掃一組の推計は「従来推計」と表記することとしました。
22			17ページ記載の「なお、23区の推計と清掃一組の推計に大きな違いは見られません。」について、「清掃一組の推計」は、「平成17年度に区長会合意事項に基づく推計方法」と記載するべきでないか。	清掃一組の推計(従来推計)は資料編に記載することとしました。なお、清掃一組の推計は「従来推計」と表記することとしました。

※資料の記載内容は検討時点のものです。

質問 No.	章	ページ	第6次一般廃棄物処理基本計画原案 (本編)における意見	企画室修正方針
23	5 章	17	この項目には、23区共通の施策と各区の施策を掲載するのでしょうか？ そうではなく、「ごみ量(目標値)」が掲載されるとした場合、続く「(4)ごみ減量施策反映後の予測」と同じ内容ではないかと思うのですが？	区長会等の検討結果を基に記載することになりますが、ステップ2で各区が検討した「23区共通のごみ減量施策」を掲載する予定です。
24		18	2(4)ごみ減量施策反映後の予測 「2(3)」に各区の施策を含んだごみ量を示すので、ここは不要と思われる。P14「1長期的なごみ量予測の位置付け」の趣旨から、23区一斉実施の施策まで踏み込むことはできないはず(各施策について、精緻なごみ減量予測をできるほどの検討時間はない)。	区長会等の検討を踏まえ、必要に応じて修正します。 なお、23区共通のごみ減量施策は、施設整備計画の根拠となる可能性があるため、各区の責任により実施されるものと認識しています。
25		—	「第6章 施設整備計画」において、施設整備に要する資金に充てるため、新たに基金を設置したことについて言及してはどうか。	財源に関する事項は、財政計画等に記載する予定です。
26	6 章	20	1(1)ア 「なお、前計画に基づき既に建替事業や延命化工事に着手している清掃工場は、計画どおりに整備します。」とありますが、表-6-1には該当工場の記載がありません。 前計画時のものは前計画どおりに整備する、というのが新計画の内容ともなるため、表-6-1には前計画どおりに整備を進める清掃工場も記載すべきものと考えます。	整備の検討対象となる清掃工場のみを記載しているため、整備内容が決定している清掃工場については、記載しておりません。

※資料の記載内容は検討時点のものです。

質問 No.	章	ページ	第6次一般廃棄物処理基本計画原案 (本編)における意見	企画室修正方針
27	6 章	21	<p>1 (2) ウ リスク分散</p> <p>本計画を速やかに策定する必要がある理由のひとつとして、施設整備にかかる国からの交付金や補助金に関係していると認識している。本年10月8日の清掃リサイクル主管課長会における清掃一組連絡事項でも、循環型社会形成推進交付金等について、「条件によっては令和13年度以降に着工する施設については、生活系ごみ処理有料化を実施済または実施予定でない場合は、施設規模の算出において上限が設けられ、それを超える分については交付金が出ない」という説明が国からなされ、照会中である旨をご説明いただいている。</p> <p>このことを踏まえると、国の交付金の交付要件変更は、施設整備計画の大幅な変更につながる可能性があるという点において、リスクといえるのではないかと。本項目に入れるかどうかは別として、意見する。</p> <p>なお、本計画において、規模拡大の如何を問わず、このリスクはどのように評価されているのか。例えば、国への照会の回答によっては、令和13年度以降に着工する施設に関して計画の見直しが必要となる、という整理となるのか。</p>	<p>10月8日の清掃リサイクル主管課長会では国の通知文をそのままご説明したものであり清掃一組には直接適用できない部分も見受けられたことから照会中である旨をお伝えしたところです。</p> <p>国が有料化を推進していることは事実ですが、排出されたごみは処理しなければならないことから、交付金の要件変更により建替を要する清掃工場や必要となる施設規模が変わるものではないと認識しています。</p> <p>個別の交付金の交付は国との協議の上決まりますので、現時点ではリスクとして明言し難いところです。</p>
28	7 章	26	<p>3 焼却灰の資源化計画</p> <p>「図-7-1」は、他の図と異なり、ごみ減量に向けた23区の一斉実施の施策を考慮したものとなっていると思われることから、数値等の変更があった場合は適切に修正する等、注意してほしい。</p>	<p>ごみ減量施策に応じて変化する資源化率は、適正に修正します。</p>

※資料の記載内容は検討時点のものです。

質問 No.	章	ページ	第6次一般廃棄物処理基本計画原案 (本編)における意見	企画室修正方針
29	その他	—	<p>本計画は区民生活に大きく影響するものである。極論かもしれないが、清掃工場の処理能力のひっ迫、維持管理コストの増大等の課題、その深刻性は、工場運営に携わっている方々にしかわからないものと思う。清掃一組のごみ量推計の妥当性が23区との比較で明確になったことから、無理に23区の推計の妥当性を採用する必要はないと思う。せつかくの一般廃棄物処理基本計画改定であるため、この機会に必要なものは必要と訴えていただき、「効率的で安定した全量ごみ処理体制の確保」を実現することが重要と考える。また、各区においては、全体の責任として、一般廃棄物の安定的な中間処理体制を確保するために、相互に協調・連携し、ごみ減量に努めていく必要がある。</p>	<p>23区推計は、施設整備計画に伴う課題について区長会で早期に判断していただくため、下命された内容と認識しています。そのため、区長会の判断に基づき、施設整備計画を策定する必要があると考えております。</p>
30		—	<p>23区の共通理解である、ごみ戦争や平成15年の区長会での確認事項（中間処理体制の確保、アンバランスの是正の検討）を風化させることのないよう、計画に掲載してはどうか。</p>	<p>資料編に記載することを検討します。</p>
32	その他	—	<p>全体を通して資料編に飛ばしている部分がありますが、資料編がないため判断がつかない部分が多くあります。 また、現計画では、計画において重要な内容が本編になく、資料編にしか記載されていない部分があるように思われます。 何を本編に書き何を資料編に回すのか、本編と資料編の記載内容の精査をお願いします。</p>	<p>資料編については12月のワーキンググループにて確認していただく予定です。また、本編の内容を分かりやすく記載するため、資料編のみに記載している内容を本編へ移行することも検討しています。</p>